

「考えさせられる」葬儀(七)

伝える人がいない不安を、いかに安心に変えるか

浄土真宗本願寺派総合研究所

はじめに

浄土真宗本願寺派総合研究所では、継続して葬送儀礼の研究を行っており、『宗報』にて「考えさせられる葬儀」(一)～(六)と題して報告してきました。その中で、葬儀の「縮小化」「簡略化」や、「改葬(お墓の移転)」「墓じまい」の問題について指摘してきましたが、常に問題でありつづけたのは、「では具体的にどのような対応をしていくべきか」ということでした。

この問題に対して、当研究所委託研究員でもある小谷みどり氏(シニア生活文化研究所所長)より、横須賀市よこすかによる終活登録事業を紹介されました。このことを受け、二〇一九(令和元)

年十一月、横須賀市の終活登録事業を担当する北見万幸氏(横須賀市役所福祉部生活福祉課主査)を訪ね、終活登録事業の概要や実際の運用状況について調査を行いました。

今回は、横須賀市の二つの終活登録事業の背景や実態調査を通して考えられる、お寺や僧侶に求められる役割について報告いたします。

一、横須賀市の終活登録事業

神奈川県神奈川県の南東部・三浦半島にある横須賀市は、人口は約四十万人の中核都市です。古くから港を通じた交易で栄えた街であり、現在でも県庁所在地である横浜から電車で二十分程度と

★ 葬儀、納骨、死亡届出人、リビングウィル
葬儀・納骨・死亡届出人の確保、リビングウィル※1
について、下記の市の窓口で相談をお受けします。
対象者の方には協力葬儀社等の情報を提供します。
また、必要な場合には、専門家相談もご案内します。

★ 生前契約と支援プランの策定・保管
ご自身で選んだ協力葬儀社と予め生前契約し、
葬儀等に係る費用※2もお預けいただけます。
リビングウィル※1は、病院からの問合せに備え、市と協力葬儀社の両方で保管します。
市は契約に沿って支援プランを策定・保管し、大・小の登録カード※3を発行します。

★ リビングウィルの迅速な伝達・葬儀等の円滑な進行
ご本人が万一の場合には、支援プラン（生前契約の内容など）
に従い、市と協力葬儀社などの関係機関が連絡を取り合って、
リビングウィルを迅速に伝え、葬儀等を円滑に進めます。

※1:【リビングウィル】…延命治療意思。書式・内容・変更は自由です。容量に制限があります。
※2:【費用】…原則として生活保護基準と同額以内。（参考：平成27年度…206,000円）
※3:【カード】…連絡先など必須情報を記載します。大は玄関周りに置き、小はご携帯ください。

「エンディングプラン・サポート事業のご案内」パンフレット（一部抜粋）

いう利便性の高い場所です。

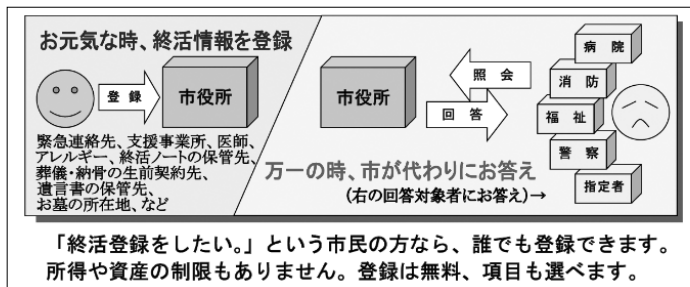
この横須賀市において、二〇一五（平成二十七）年度より開始されたのが「エンディングプラン・サポート事業」、二〇一八（平成三十）年度より開始されたのが「わたしの終活登録事業」です。両事業について簡単に説明します。

「エンディングプラン・サポート事業」は、「身寄りがいない」とを前提にして、その上に、月収制限、預貯金や不動産などの資産保有状況、頼れる親族の有無、年齢、居住形態（独居な

ど）の五つの要件を設定し、これに該当する方を対象に設けられた終活支援の基礎事業です。この事業では、葬儀や納骨、死亡届出人、リビングウィル（延命治療の意思）などに関して、各個人と市役所とが協力して終活を行うようになっていきます。特に葬儀に関しては、葬儀社と二十五万円（お寺への布施^{ふせ}、火葬・納骨に関する費用を全て含む）の生前契約を結ぶこととしており、この事業に賛同した十社の葬儀社が協力しています（二〇一九年十一月現在）。

次に、「わたしの終活登録事業」は、登録年齢や所得などの制限はまったくなく、希望する全市民を対象としたもので、

- ① 本籍・筆頭者
 - ② 緊急連絡先
 - ③ 支援事業所・終活サークルなど
 - ④ 医師・薬・アレルギー
 - ⑤ リビングウィルの保管場所
 - ⑥ エンディングノートの保管場所
 - ⑦ 臓器提供に関する意思表示
 - ⑧ 葬儀・納骨・遺品整理の生前契約、献体の生前登録
 - ⑨ 遺言書の保管先
 - ⑩ お墓の所在地
 - ⑪ 自由登録事項（自分で書いておきたいこと）
- の十一項目を登録内容としています。これらは随時、変更・追加・削除が可能です。市役所は、記入された登録用紙を保管



「わたしの終活登録」パンフレット (一部抜粋)

二、なぜ終活事業を始めたのか？

横須賀市に限らず、全国で高齢化率は上昇しています。また、高齢者の核家族化も進行しています(『宗報』二〇一九年九月号「考えさせられる葬儀(六)」参照)。横須賀市においても、二〇一五(平成二十七)年には約十二万人強の高齢者のうち一人暮らし高齢者が一人を超えました。こうした状況と並行して

し、病院や警察、消防、福祉事務所、指定者(登録者本人から指定された者)などから問い合わせがあった場合に、遺書・エンディングノートの保管場所、葬儀の事前登録をした葬儀社などを回答します。二〇一八(平成三十)年度春の制度開始から約一年半が経過した今、幅広い年代から一六七名が登録されているとのことです。

なお、横須賀市の二つの終活支援事業は、横須賀市役所HPでも紹介されています。

https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/3040/syuukkatusien/index.html

上昇してきたのが「引き取りがない遺骨」です。例えば、大阪府では、二〇〇六(平成十八)年度には引き取りがない遺骨の数は一八六〇でしたが、二〇一五(平成二十七)年度には二九九九に増加したといわれています。大阪市の年間死亡者数は約三万人(人口の一・二%)であり、死亡者数に対する「引き取りがない遺骨」が約一割を占める計算となります。横須賀市でも、身元が判明している方の「引き取りがない遺骨」は、一九九二(平成四)年頃から増加傾向を見せ、二〇〇五(平成十七)年頃より急増しています。こうした「引き取りがない遺骨」は、一九四八(昭和二十三)年に制定された「墓地及び埋葬に関する法律」(通称「墓理法」)により公費で火葬されることになっていきます。しかし、同法は本来、身元不明者を対象としていることから、行政側としても身元判明者の遺骨が問題として浮上ってきています。

横須賀市の終活支援を本格化させるきっかけとなったのは、北見氏が見つけた一つの遺書でした。そこには、何度も書き直しをしながら「通帳に十五万円残すから、市で火葬してほしい」といった趣旨の言葉が書き記されていたそうです。問題は、この遺書、いわば最後の「声」が誰にも聞かれることはなかったために、故人の生前の思いを実現することができなかつたということです。市役所は、故人が残したお金を引き出すことができず、「墓理法」にもとづいて公費によって火葬を行うことしかできませんでした。故人が残した意思を反映できな



横須賀市役所の一室。自治体で預かった遺骨が所狭しと並んでいる。(2019/11/12撮影)

った事実、そして誰にも死後を託すことができない方が多くいる現実が明らかになったのでした。

北見氏は、大学での献体登録についても、同じような状況があると指摘されました。献体登録を前にしていても、遺族に伝わっていないか、つたために献体にならなかったという事

例が、横須賀市では献体希望者の約一割あるとのこと。

なぜこうした現状が生じたのでしょうか。北見氏は、「引き取りがない遺骨」の増加と同じ時期に起こった二つの変化を指摘されました。

第一に、「家族力」の減少です。一九九二（平成四）年、平均世帯人員が三人以下となりました。これに伴い、親族の減少や高齢化、加えて子ども世帯の移住などによって、普段の生活だけでなく、「何かあったとき」に対応するための「家族・親族の力」が急激に弱体化しています。本願寺派が重点プロジェクト

クトとして推進している「貧困」問題においても指摘していることですが、日本では「家族が存在すること」を前提として各種制度が設計されていますので、「家族が存在しない人」にとっては十分な援助が受けにくい場面が生じているのです。

第二に、情報伝達の問題です。一九九五（平成七）年頃から普及率が上昇し始め、二〇〇一（平成十三）年に固定電話の契約数を抜いたのが携帯電話です。固定電話の減少によって、「連絡先」の確認方法が根本的に変わったといえます。昔であれば、市役所としては、住民票や戸籍などから親族の住所・名前などを確認し、「一〇四」（N T T番号案内サービス）に照合する、といった方法で連絡が取れました。しかし、固定電話がない家庭も多くなったことから、そうした方法は十分に機能しなくなり、そもそも若い世代では「一〇四」を知らない方も多いうです。今では、各個人が必要な連絡先はほとんど「携帯電話」に登録されており、外部から確認することは困難となったのです。

これがどのような問題を生じさせるのか。例えば、高齢者二人世帯で、一人が認知症、一人が突然倒れてしまったとします。そうになると、その世帯の近くに子ども世帯が暮らしておらず、しかも、周辺の方々が子ども世帯の連絡先を知らず、携帯電話にロック機能がかかっていれば、病院や市役所といった公的機関としては、誰に連絡を取るべきか、今後の対応をどのように行うべきか、などを確認していく方法はまったく存在しな

いことになります。加えて、その高齢者の方々に子どもがいなければ、親族の誰に連絡を取るべきかを確認することはもはや不可能に近い状態になります。

北見氏が問題としているのは、各個人の「意思が存在しない」ことではなく、「存在している意思」がきちんと受け取れないということです。献体、葬儀、納骨など、本人が生前に準備されていても、その意思を反映させるために連絡すべき「連絡先がわからない」、事前の準備を「聞いていない」という現実を問題とされているのです。例えば、自分の死後のことを考えてお墓や納骨堂を購入される方は多くいますが、その場所を本人が誰かに伝える前に亡くなったとすれば、遺族がいてもいなくても納骨はできない、という現実が問題なのです。お墓の所在地が「わたしの終活登録」の項目となっているのは、こうした事態を未然に防ぐためなのです。

三、「声」を聞き、「声」を届ける——「安心感」へ

横須賀市の活動を調査して、二つの特徴に気づきました。

一つは、各個人の「声」を聞き、その「声」をしかるべき人、場所、タイミングで届けるための「つなぎ役」になっているということです。横須賀市の終活支援は、市役所があらゆることを行っているではありません。子どもや、甥・姪といった親族、病院、警察、高齢者施設、地域支援団体、葬儀社など

と、登録者本人とを「つなぐ」ための役割を市役所が担っているのです。こうした市役所の役割を、北見氏は、

本人の思いそのものではなく、本人の思いを知るための手がかりとなる情報を登録すること

と言われていました。これは、この事業に「民間事業支援」という側面があることを意味しています。北見氏によれば、現状のままであれば、毎年日本の人口の約二%が死亡し、そのうちの一〇%を公費で火葬する時代が訪れるといわれています。仮に生前に葬儀費用や、遺産の使途、あるいはリビングウィルなどを残していながらも、その意思が確認されなければ、火葬は公費の負担になりますし、病院であれば各病院の判断に委ねられます。一方、生前の意思さえわかっていたら、それに従って、故人の意思によって故人の資産が活用され、緊急時など、病院での対応も的確に行われることとなります。数パーセントの意思さえ伝われば、故人の意思が実現され、なおかつ公費の負担も減ることになります。

もう一つの特徴は、北見氏が、

横須賀市に住民登録しているという付加価値を上げる

と言われていた点です。横須賀市のような支援体制があれば、恐らく住民、特に高齢者の方々が抱くであろう「緊急時の不安」「死後への不安」は、他の地域に居住されている方より小さいと予想されます。なぜならば、終活支援に登録していれば、死後の葬儀や納骨に限らず、自身が交通事故にあつたり、

急病になったりしたときでも、市役所と警察、病院が「自分の意思」に従って対応してくれることがわかっているからです。不安をあらかじめわかる形にしているのです。

市役所に登録しておけば、「自分の意思」が守られる。この点を北見氏は「尊厳を守る」ことにつながると指摘されています。日々の生活だけでなく、死後に不安を抱えながら暮らしている高齢者にとって、横須賀市の支援体制が与える「安心感」はかなり大きいと考えられます。

四、お寺への期待と役割

北見氏によれば、横須賀市の「わたしの終活登録」十一項目において、登録者数が多いのは、

②緊急連絡先

④医師・薬・アレルギー（かかりつけ医など）

⑩お墓（お寺など）の所在地

であり、それぞれ一〇〇名以上が登録しているとのことでした。当初の予想では、③支援事業所・終活サークルなどの所属コミュニティが多いと思われていました。しかし、実際にはお墓（お寺）が多かったことは、北見氏にとって少々意外であったそうです。

私たちとしては、この事実を「やはりお墓やお寺のことを大事に思っているんだ」と理解することもできますが、反対に、

「お墓やお寺のことを市役所に登録しなければならぬ状況がある」と理解すれば、お寺側にとっては危機的な状況とも受け取れるのではないのでしょうか。

こう考えたとき、北見氏が言われていたことに従えば、次のような問いが浮かび上がってきます。

「〇〇寺の門徒であるということは、門徒にとって価値があるのか」

お寺と関係の深いご門徒の中にも、高齢者世帯や単身高齢者が増加しています。そうしたご門徒に対して、お寺や僧侶は何ができることはないでしょうか。私たちはその可能性を模索していく必要があります。例えば、北見氏は、

「わたしの終活登録」登録者一六七名のうち、緊急連絡先を書けなかった方が四名いた。その方々の緊急連絡先をお寺にすることはできないか

と提案されました。北見氏の提案通りにお寺が緊急連絡先になるとすれば、文字通り二十四時間体制でお寺が機能する必要がある。登録者が急病などで倒れた場合には、救急車に同乗することも求められます。その他にも様々な困難が予想され、全ての寺院ができるというわけではありません。

しかし、高齢の方々の意思を事前に聞き、それを子ども世帯に伝えることができれば、困難さのハードルは下がるのではないのでしょうか。また、高齢の方々から子ども世帯に伝えるために、家族や親族が集まる葬儀や法事、お寺の法要や行事などの

場で、僧侶側から促すこともできるかもしれませんが。お寺や僧侶が「つなぐ」のは、もちろん「阿弥陀さま」と「私たち」なのですが、現代においては、「世代間」「親族間」を「つなぐ」役割も可能ではないか、と考えていく必要があるように思います。

そして、誰も身寄りがいないような方に対しては、やはりお寺や僧侶が単独で関わるだけでなく、行政などとの連携の中で「つなぐ」必要があるように思います。市役所が行うような公的な役割をお寺が果たすことは現代では難しく、また地方自治体は、憲法などによって、宗教団体への支出や、限度を超える宗教団体との関わりを持つことには制限があります。しかしながら、行政側の支援体制にお寺や僧侶が協力できることはあるはずですし、それには各自治体での取り組みを把握していくことが前提となってきます。

五、おわりに

横須賀市の終活事業を通して、葬儀の執行やお墓・納骨などの問題に関して、人々が不安を抱えていることを再確認することができました。今回は、行政の「ハブ」的な役割を紹介しましたが、行政には弱く、お寺や僧侶が強い側面もあります。それは、法事や葬儀・お墓などを通して、「世代間」「親族間」を「つなぐ」役割を持ちうるということです。横須賀市が危機意

識を持っているような故人の尊厳に関わる課題を共有した上で、行政や葬儀社とは異なるアプローチが可能なのが、お寺や僧侶なのです。お寺にしかできない役割、自治体や業者にはない関係性を充実させ、伝えていく媒介となることで、寺院への信頼や、人々の「安心」にもつながっていくのではないのでしょうか。

総合研究所では、葬儀やお墓・納骨などの問題を通して、お寺が果たすことのできる役割の可能性について、今後も継続的に調査・検討を行い、具体的な取り組みにつなげていきたいと思えます。
(報告者：岡崎秀麿・富島信海)

i 二〇一七（平成二十九）年七月十六日付毎日新聞大阪版参照。

ii 国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（全国推計）」（二〇一八（平成三十）年推計）参照。

iii 総務省『情報通信白書』平成二十七年版、「携帯電話の普及と高度化」参照。